○上尾伊奈資源循環組合議会会議規則

令和５年４月１１日議会規則第１号

上尾伊奈資源循環組合議会会議規則

目次

第１章　会議
第１節　総則（第１条―第１３条）
第２節　議案及び動議（第１４条―第１９条）
第３節　議事日程（第２０条―第２４条）
第４節　選挙（第２５条―第３３条）
第５節　議事（第３４条―第４７条）
第６節　秘密会（第４８条・第４９条）
第７節　発言（第５０条―第６６条）
第８節　表決（第６７条―第７７条）
第９節　公聴会及び参考人（第７８条―第８４条）
第１０節　会議録（第８５条―第８９条）
第２章　委員会
第１節　総則（第９０条―第９４条）
第２節　審査（第９５条―第１１０条）
第３節　秘密会（第１１１条・第１１２条）
第４節　発言（第１１３条―第１２４条）
第５節　委員長及び副委員長の互選（第１２５条・第１２６条）
第６節　表決（第１２７条―第１３７条）
第３章　請願（第１３８条―第１４４条）
第４章　辞職及び資格の決定（第１４５条―第１４９条）
第５章　規律（第１５０条―第１５８条）
第６章　懲罰（第１５９条―第１６４条）
第７章　協議又は調整を行うための場（第１６５条）
第８章　議員の派遣（第１６６条）
第９章　補則（第１６７条）
附則

第１章　会議

第１節　総則

（参集）

第１条　議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第２条　議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

２　議員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。

（宿所又は連絡所の届出）

第３条　議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときもまた同様とする。

（議席）

第４条　上尾市又は伊奈町の議会において新たに選挙された議員の議席は、当該選挙後最初の会議において、議長が定める。

２　議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って議席を変更することができる。

３　議席には、番号及び氏名標を付ける。

（会期）

第５条　会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

２　会期は、招集された日から起算する。

（会期の延長）

第６条　会期は、議会の議決で延長することができる。

（会期中の閉会）

第７条　会議に付された事件を全て議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

（議会の開閉）

第８条　議会の開閉は、議長が宣告する。

（会議時間）

第９条　会議時間は、午前９時３０分から午後５時までとする。

２　議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

３　会議の開始は、号鈴又は口頭で報ずる。

（休会）

第１０条　組合の休日は、休会とする。

２　議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

３　議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

４　地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第２９２条において準用する法第１１４条第１項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

（会議の開閉）

第１１条　開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

２　議長が開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第１２条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

２　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

３　会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

（出席催告）

第１３条　法第２９２条において準用する法第１１３条の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所（別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所）に、文書又は口頭をもって行う。

第２節　議案及び動議

（議案の提出）

第１４条　議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付

け、法第２９２条において準用する法第１１２条第２項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては１人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

２　委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

（一事不再議）

第１５条　議会で議決された事件については、同一会期中は再び提出することができない。

（動議成立に必要な賛成者の数）

第１６条　動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に１人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

（修正の動議）

第１７条　修正の動議は、その案を備え、法第２９２条において準用する法第１１５条の３の規定によるものについては所定の発議者が連署し、その他のものについては１人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

（先決動議の表決の順序）

第１８条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を決める。ただし、出席議員２人以上から異議あるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第１９条　会議の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、議会の承認を要する。

２　議員が提出した事件及び動議につき前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

３　委員会が提出した議案につき第１項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。

第３節　議事日程

（議事日程の作成及び配布）

第２０条　議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないと

きは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

（議事日程の順序変更及び追加）

第２１条　議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

（議事日程のない会議の通知）

第２２条　議長は、必要があると認めるときは、開議の日時のみを議員に通知して会議を開くことができる。

２　前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

（延会の場合の議事日程）

第２３条　議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかったとき、又はその議事が終わらなかったときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

（議事日程の終了及び延会）

第２４条　議事日程に記載した事件の議事を終わったときは、議長は、散会を宣告する。

２　議事日程に記載した事件の議事が終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って延会することができる。

第４節　選挙

（選挙の宣告）

第２５条　議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

（不在議員）

第２６条　選挙を行う際議場にいない議員は、選挙に加わることができない。

（議場の出入口閉鎖）

第２７条　投票による選挙を行うときは、議長は、第２５条の規定による宣告の後、議場の出入口を閉鎖し、出席議員数を報告する。

（投票用紙の配布及び投票箱の点検）

第２８条　投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

２　議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

（投票）

第２９条　議員は、議席順に投票記載所において記載し、備付けの投票箱に投入する。

（投票の終了）

第３０条　議長は、投票が終わったと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があった後は、投票することができない。

（開票及び投票の効力）

第３１条　議長は、開票を宣告した後、２人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

２　前項の立会人は、議長が、議員の中から指名する。

３　投票の効力は、立会人の意見を聴いて議長が決定する。

（選挙結果の報告）

第３２条　議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

２　議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

（選挙関係書類の保存）

第３３条　議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第５節　議事

（議題の宣告）

第３４条　会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第３５条　議長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員２人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第３６条　議長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（議案等の説明、質疑及び委員会付託）

第３７条　会議に付する事件は、第１４０条に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聴き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って委員会に付託することができる。

２　前項に規定する提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

（付託事件を議題とする時期）

第３８条　委員会に付託した事件は、その審査又は調査の終了を待って議題とする。

（委員長の報告及び少数意見者の報告）

第３９条　委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告し、次いで少数意見者が少数意見の報告をする。

２　少数意見が２個以上あるときの報告の順序は、議長が決める。

３　第１項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

４　委員長の報告及び少数意見者の報告には、自己の意見を加えてはならない。

（修正案の説明）

第４０条　委員長の報告及び少数意見者の報告が終わったとき、又は委員会への付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。

（委員長報告等に対する質疑）

第４１条　議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

（討論及び表決）

第４２条　議長は、前条の質疑が終わったときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第４３条　議会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを議長に委任することができる。

（委員会の審査又は調査期限）

第４４条　議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。ただし、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。

２　前項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第３８条の規定にかかわらず、会議において審議することができる。

（委員会の中間報告）

第４５条　議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

２　委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告をすることができる。

（再付託）

第４６条　委員会の審査又は調査を経て報告された事件について、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

（議事の継続）

第４７条　延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第６節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第４８条　秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第４９条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

２　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第７節　発言

（発言の許可等）

第５０条　発言は、全て議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

２　議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

（発言の通告及び順序）

第５１条　会議において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通告書を提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りでない。

２　発言通告書には、質疑についてはその要旨、討論については反対又は賛成の別を記載しなければならない。

３　発言の順序は、議長が決める。

４　発言の通告をした者が欠席したとき、又は発言の順位に当たっても発言

しないとき、若しくは議場に現在しないときは、その通告は効力を失う。

（発言の通告をしない者の発言）

第５２条　発言の通告をしない者は、通告した者が全て発言を終わった後でなければ発言を求めることができない。

２　発言の通告をしない者が発言しようとするときは、起立して「議長」と呼び、自己の氏名を告げ、議長の許可を得なければならない。

３　２人以上起立して発言を求めたときは、議長は、先起立者と認める者から指名する。

（討論の方法）

第５３条　討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

（議長の発言及び討論）

第５４条　議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

（発言内容の制限）

第５５条　発言は、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

２　議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは、注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

３　議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることができない。

（質疑の回数）

第５６条　質疑は、同一議員につき、同一議題について３回を超えることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。

（発言時間の制限）

第５７条　議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

２　議長の定めた時間の制限について、出席議員２人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

第５８条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

２　議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第５９条　延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかった議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第６０条　質疑又は討論が終わったときは、議長は、その終結を宣告する。

２　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

３　質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第６１条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（一般質問）

第６２条　議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。

２　質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

（緊急質問等）

第６３条　質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。

２　前項の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

３　第１項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

（準用規定）

第６４条　質問については、第５１条第３項及び第４項、第５６条、第５７条並びに第６０条の規定を準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第６５条　発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、

発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

（答弁書の配布）

第６６条　管理者その他の関係機関が、質疑及び質問に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、議長は、その写しを議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、朗読をもって配布に代えることができる。

第８節　表決

（表決問題の宣告）

第６７条　議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在議員）

第６８条　表決の際議場にいない議員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第６９条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第７０条　議長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

２　議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員２人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

（投票による表決）

第７１条　議長が必要があると認めるとき、又は出席議員２人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

２　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第７２条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第７３条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を

否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

２　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第７４条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第２７条から第３１条まで、第３２条第１項及び第３３条の規定を準用する。

（表決の訂正）

第７５条　議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第７６条　議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して出席議員２人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第７７条　議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

２　同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員２人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

３　修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第９節　公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第７８条　会議において公聴会を開く議決があったときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第７９条　公聴会において意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第８０条　公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他

の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

２　あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第８１条　公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

２　公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

３　公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第８２条　議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

２　公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第８３条　公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可をした場合は、この限りでない。

（参考人）

第８４条　会議において参考人の出席を求める議決があったときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

２　参考人については、前３条の規定を準用する。

第１０節　会議録

（会議録の記載事項）

第８５条　会議録に記載し、又は記録する事項は、次のとおりとする。

(1)　開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時

(2)　開議、散会、延会、中止及び休憩の日時

(3)　出席及び欠席議員の氏名

(4)　職務のため議場に出席した職員の職氏名

(5)　説明のため出席した者の職氏名

(6)　議事日程

(7)　議長の諸報告

(8)　議員の異動並びに議席の指定及び変更

(9)　委員会報告書及び少数意見報告書

(10)　会議に付した事件

(11)　議案の提出、撤回及び訂正に関する事項

(12)　選挙の経過

(13)　議事の経過

(14)　記名投票における賛否の氏名

(15)　その他議長又は議会において必要と認めた事項

（会議録の公開）

第８６条　会議録は、印刷（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、印刷又は電磁的方法による提供）をして広く一般に公開する。

（会議録に掲載しない事項）

第８７条　前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第６５条の規定により取り消した発言は、掲載しない。

（会議録署名議員）

第８８条　会議録に署名する議員（会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第２９２条において準用する法第１２３条第３項に規定する署名に代わる措置をとる議員）は、２人とし、議長が会議において指名する。

（会議録の保存年限）

第８９条　会議録の保存年限は、永年とする。

第２章　委員会

第１節　総則

（議長への通知）

第９０条　委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

（欠席の届出）

第９１条　委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

２　委員は、出産のため出席できないときは、出産の予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日後８週間を経

過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に届け出ることができる。

（会議中の委員会の禁止）

第９２条　委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

（会議の開閉）

第９３条　開議、散会、中止又は休憩は、委員長が宣告する。

２　委員長が開議を宣告する前又は散会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

（定足数に関する措置）

第９４条　開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定足数に達しないときは、委員長は散会を宣告することができる。

２　会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員長は委員の退席を制止し、又は会議室外の委員に出席を求めることができる。

３　会議中定足数を欠くに至ったときは、委員長は、休憩又は散会を宣告する。

第２節　審査

（議題の宣告）

第９５条　会議に付する事件を議題とするときは、委員長は、その旨を宣告する。

（一括議題）

第９６条　委員長は、必要があると認めるときは、２件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議案等の朗読）

第９７条　委員長は、必要があると認めるときは、議題になった事件を職員をして朗読させる。

（審査順序）

第９８条　委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑の後、修正案の説明及びこれに対する質疑、討論、表決の順序によって行うを例とする。

（先決動議の表決順序）

第９９条　他の事件に先立って表決に付さなければならない動議が競合した

ときは、委員長が表決の順序を決める。ただし、出席委員から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

（動議の撤回）

第１００条　提出者が会議の議題となった動議を撤回しようとするときは、委員会の承認を要する。

（委員の議案修正）

第１０１条　委員が修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

（分科会又は小委員会）

第１０２条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

（連合審査会）

第１０３条　委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して、連合審査会を開くことができる。

（証人出頭又は記録提出の要求）

第１０４条　委員会は、法第２９２条において準用する法第１００条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

（委員の派遣）

第１０５条　委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

（議事の継続）

第１０６条　会議が中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

（少数意見の留保）

第１０７条　委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員１人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

２　前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

（議決事件の字句及び数字等の整理）

第１０８条　委員会は、議決の結果、条項、字句、数字その他の整理を必要とするときは、これを委員長に委任することができる。

（委員会報告書）

第１０９条　委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは、報告書を作り、委員長から議長に提出しなければならない。

（閉会中の継続審査）

第１１０条　委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、委員長から議長に申し出なければならない。

第３節　秘密会

（指定者以外の者の退場）

第１１１条　秘密会を開く議決があったときは、委員長は、傍聴人及び委員長の指定する者以外の者を会議室の外に退去させなければならない。

（秘密の保持）

第１１２条　秘密会の議事の記録は、公表しない。

２　秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第４節　発言

（発言の許可）

第１１３条　委員は、全て委員長の許可を得た後でなければ発言することができない。

（委員の発言）

第１１４条　委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

（発言内容の制限）

第１１５条　発言は全て、簡明にするものとして、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。

２　委員長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

（委員外議員の発言）

第１１６条　委員会は、審査中又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、その出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

２　委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決める。

（委員長の発言）

第１１７条　委員長が、委員として発言しようとするときは、委員席に着き発言し、発言が終わった後、委員長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、委員長席に復することができない。

（発言時間の制限）

第１１８条　委員長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

２　委員長の定めた時間の制限について、出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（議事進行に関する発言）

第１１９条　議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

２　議事進行に関する発言が、その趣旨に反すると認めるときは、委員長は、直ちに制止しなければならない。

（発言の継続）

第１２０条　会議の中止又は休憩のため発言が終わらなかった委員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

（質疑又は討論の終結）

第１２１条　質疑又は討論が終わったときは、委員長は、その終結を宣告する。

２　質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、委員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

３　質疑又は討論終結の動議については、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

（選挙及び表決時の発言制限）

第１２２条　選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。

ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

（発言の取消し又は訂正）

第１２３条　発言した委員は、委員会の許可を得て発言を取り消し、又は委員長の許可を得て発言の訂正をすることができる。

（答弁書の朗読）

第１２４条　管理者その他の関係機関が、質疑に対し、直ちに答弁しがたい場合において答弁書を提出したときは、委員長は、職員をして朗読させる。

第５節　委員長及び副委員長の互選

（互選の方法）

第１２５条　委員長及び副委員長の互選は、それぞれ単記無記名投票で行う。

２　有効投票の最多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じときは、くじで定める。

３　前項の当選人は、有効投票の総数の４分の１以上の得票がなければならない。

４　第１項の投票を行う場合には、委員長の職務を行っている者も、投票することができる。

５　委員会は、委員のうちに異議を有する者がないときは、第１項の互選につき、指名推選の方法を用いることができる。

６　指名推選の方法を用いる場合においては、被指名人をもって、当選人と定めるべきかどうかを委員会に諮り委員の全員の同意があった者をもって、当選人とする。

（選挙規定の準用）

第１２６条　前条に定めるもののほか、委員長及び副委員長の互選の方法については、第１章第４節の規定を準用する。

第６節　表決

（表決問題の宣告）

第１２７条　委員長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を宣告する。

（不在委員）

第１２８条　表決の際、会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

（条件の禁止）

第１２９条　表決には、条件を付けることができない。

（起立による表決）

第１３０条　委員長が表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

２　委員長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は委員長の宣告に対して出席委員から異議があるときは、委員長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

（投票による表決）

第１３１条　委員長が必要があると認めるとき、又は出席委員から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決を採る。

２　同時に前項の記名投票と無記名投票の要求があるときは、委員長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

（記名投票）

第１３２条　記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

（無記名投票）

第１３３条　無記名投票を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、問題を否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。

２　無記名投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

（選挙規定の準用）

第１３４条　記名投票又は無記名投票を行う場合には、第２８条から第３１条まで及び第３２条第１項の規定を準用する。

（表決の訂正）

第１３５条　委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

（簡易表決）

第１３６条　委員長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、委員長は、可決の旨を宣告する。ただし、委員長の宣告に対して、出席委員から異議があるときは、委員長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

（表決の順序）

第１３７条　同一の議題について、委員から数個の修正案が提出されたときは、委員長が表決の順序を決める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席委員から異議があるときは、委員長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

２　修正案が全て否決されたときは、原案について表決を採る。

第３章　請願

（請願書の記載事項等）

第１３８条　請願書には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所（法人及び団体の場合は、その所在地及び名称）を記載し、請願者（法人及び団体の場合は、その代表者）が署名又は記名押印をしなければならない。

２　請願を紹介する議員（以下「紹介議員」という。）は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしなければならない。

３　請願書の提出は、平穏になされなければならない。

４　請願者が請願書（会議の議題となったものを除く。）を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

（請願文書表の作成及び配布）

第１３９条　議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

２　請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名（法人及び団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名）、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

３　請願者数人連署のものは請願者某ほか何人と記載し、同一議員の紹介による数件の内容同一のものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を記載する。

（請願の委員会付託）

第１４０条　議長は、特に必要があると認めるときは、議会の議決で、請願を委員会に付託することができる。

（紹介議員の委員会出席）

第１４１条　委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

２　紹介議員は、前項の要求があったときは、これに応じなければならない。

（請願の審査報告）

第１４２条　委員会は、請願について審査の結果を次の区分により意見を付け、議長に報告しなければならない。

(1)　採択すべきもの

(2)　不採択とすべきもの

２　採択すべきものと決定した請願で、管理者その他の関係機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

（請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求）

第１４３条　議長は、議会の採択した請願で、管理者その他の関係機関に送付しなければならないものはこれを送付し、その処理の経過及び結果の報告を請求することに決したものについてはこれを請求しなければならない。

（陳情書の処理）

第１４４条　議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第４章　辞職及び資格の決定

（議長及び副議長の辞職）

第１４５条　議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

２　前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議に諮ってその許否を決定する。

３　閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

（議員の辞職）

第１４６条　議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

２　前条第２項及び第３項の規定は、議員の辞職について準用する。

（資格決定の要求）

第１４７条　法第２９２条において準用する法第１２７条第１項の規定による議員の被選挙権の有無又は法第２９２条において準用する法第９２条の２の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を、証拠書類とともに、議長に提出しなけれ

ばならない。

（資格決定の審査）

第１４８条　前条の要求については、議会は、第３７条第２項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。

（決定書の交付）

第１４９条　議会が議員の被選挙権の有無又は法第２９２条において準用する法第９２条の２の規定に該当するかどうかについての法第２９２条において準用する法第１２７条第１項の規定による決定をしたときは、議長は、その決定書を決定を求めた議員及び決定を求められた議員に交付しなければならない。

第５章　規律

（品位の尊重）

第１５０条　議員は、議会の品位を重んじなければならない。

（携帯品）

第１５１条　議場又は委員会の会議室に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、傘の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長又は委員長の許可を得たときは、この限りでない。

（議事妨害の禁止）

第１５２条　何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎその他議事の妨害となる言動をしてはならない。

（離席）

第１５３条　議員は、会議中は、みだりにその席を離れてはならない。

（禁煙）

第１５４条　何人も、議場において喫煙してはならない。

（新聞紙等の閲読禁止）

第１５５条　何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

（資料等印刷物の配布許可）

第１５６条　議場又は委員会の会議室において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長又は委員長の許可を得なければならない。

（許可のない登壇の禁止）

第１５７条　何人も、議長の許可がなければ演壇に登ってはならない。

（議長の秩序保持権）

第１５８条　全て規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第６章　懲罰

（懲罰動議の提出）

第１５９条　懲罰の動議は、文書をもって所定数の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

２　前項の動議は、懲罰事犯があった日から起算して３日以内に提出しなければならない。ただし、第４９条第２項又は第１１２条第２項の規定の違反に係るものについては、この限りでない。

（懲罰動議の審査）

第１６０条　懲罰については、議会は第３７条第２項の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。

（戒告又は陳謝の方法）

第１６１条　戒告又は陳謝は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によって行うものとする。

（出席停止の期間）

第１６２条　出席停止は、３日を超えることができない。ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

（出席停止期間中出席したときの措置）

第１６３条　出席を停止された者がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

（懲罰の宣告）

第１６４条　議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第７章　協議又は調整を行うための場

第１６５条　法第２９２条において準用する法第１００条第１２項の規定に基づき、同項に規定する議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場（以下「協議等の場」という。）を別表のとおり設ける。

２　前項に定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。

３　前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、招集権者及び期間を明らかにしなければならない。

４　協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第８章　議員の派遣

第１６６条　法第２９２条において準用する法第１００条第１３項の規定により議員を派遣しようとする場合は、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要するときは、議長において議員の派遣を決定することができる。

２　前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第９章　補則

（会議規則の疑義に対する措置）

第１６７条　この規則の疑義は、議長が決定する。ただし、議員から異議があるときは、会議に諮って決定する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第１６５条関係）

名称	目的	構成員	招集権者
代表者会議	議員の意見の調整その他の議会運営に関する事項に関し、協議又は調整を行うこと。	議長及び副議長並びに上尾市及び伊奈町から選出された議員のうちの代表者	議長（議長の職務を行う者がないときは、書記長）
全員協議会	議案の審査又は議会運営に関する事項に関し、協議又は調整を行うこと。	全議員	議長